

あおもりマイスター認定審査会設置要領

（設置）

第1 あおもりマイスター制度実施要綱第6条第1項の規定により、あおもりマイスター認定のための適正な審査を行うことを目的とし、あおもりマイスター認定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 審査会は、認定基準に基づき、あおもりマイスターの候補者の審査を行う。

（委嘱及び任期）

第3 審査会の委員は、知事が委嘱する。

2 任期は2年とし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（審査会の構成）

第4 審査会の委員は、ものづくりの基盤技術に関する専門的な知見を有する学識経験者、産業界代表者等をもって構成する。

2 審査会に会長及び副会長を置く。

（会長の職務及び職務代理）

第5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は不在のときは、副会長がその職務を代行する。

（審査会の運営）

第6 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、必要に応じて、推薦者、被推薦者、その他の関係者を委員会に出席させ、必要な事項について説明を受けることができる。

（審査会の庶務）

第7 審査会の庶務は、商工労働部工業振興課において行う。

（その他）

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成12年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月9日から施行する。

あおもりマイスター認定審査会委員

	氏 名	所属団体名	備 考
会長	高 橋 貞 雄	(財)日本航空機エンジン協会 顧問	
副会長	東 康 夫	(社)青森県工業会会長	
委員	大 内 清 行	八戸工業大学 工学部機械情報技術学科 教授	
委員	入 澤 ユ カ	(株)INAX 経営企画部 文化担当顧問 INAXギャラリー顧問	
委員	葛 西 崇	青森県商工労働部工業振興課長	

※委員任期：平成20年 1月25日 ～ 平成22年 1月24日